

令和 7 年 2 月 4 日

藤沢市財務部資産税課

藤沢市家屋評価システム構築及び運用・保守業務の調達に係る
情報提供依頼（R F I）質問書に対する回答

番号	質問事項	回答
1	【別紙 1 機能要件一覧】について No.14「新築・増築・過年度評価等の分類別に通し番号の連番管理ができること。」と記載がありますが、分類別に連番を自動付番することはできません。「新築・増築・過年度評価等の分類別に通し番号の入力ができること。」への変更をご検討いただけないでしょうか。	当市の運用の見直しにより対応できると判断しましたので、RFI 提出者の判断により機能要件一覧中 No.14「新築・増築・過年度評価等の分類別に通し番号の連番管理ができること。」（以下「No.14」という。）の代わりに「新築・増築・過年度評価等の分類別に通し番号の入力ができること。」（以下「No.14a」という。）を選択できるものとします。ただし、No.14 と比較して No.14a は利便性が劣るため、どちらを選択したかを調達先の選定時に考慮します（全ての RFI 提出者に対し個別に確認を行います）。
2	【別紙 1 機能要件一覧】について No.120、121「台帳項目で指定した項目の一覧表をエクセル出力ができること。」「エクセル出力は、複数パターンの登録がで	当該要件については、CSV ファイルの出力でも要件に適合しているものとします。

	き、切り替えて出力できること。」と記載がございますが、エクセル出力はできません。「CSV出力」への変更をご検討いただけないでしょうか。	
3	「実施要領 P3 3 参加資格要件の（１）」で委託料の上限が示されており、同じく「実施要領 P6 8 契約についての①」では「システム構築と運用・保守を分けて２つの契約とする。」との表記があります。こちらは、２つの契約をまとめた場合の委託料が上限内に収まることが参加資格という認識で宜しいでしょうか。	令和７年度分の業務（家屋評価システムの構築業務及び本稼働後９ヶ月間の運用・保守業務）が委託料の上限額の範囲内で行える見込みがあることが参加資格要件の１つとなります。この時点ではシステム構築と運用・保守を２つの契約に分ける・分けないによる縛りは設けておりません。 なお、調達先に選定した事業者との協議により、２つの契約とする場合は、２つの契約の契約金額の合計額が委託料の上限額の範囲内となる必要があります。また、協議により１つの契約とすることや、支払い方法を変更することも妨げておりません。
4	「実施要領 P6 6 回答要領」にてページ数等の指定がありませんが、特に制限がないものとの認識でよろしいでしょうか。	提出をお願いしている資料については、実施要領中「6 回答要領」及び「11 RFIの提出について」に記載している以外の制限はありません。電子データでの提出となりますので、ページ数の制限は設けておりません。

5	仕様書 P2 「2. 3.連携要件」にて表の下※の文章の（ ）書きに「テスト日程は住民情報システムの運用事業者との調整で決定する」とあります。具体的に何月ごろを想定していると目安がありましたらご教示いただきたいです。参加資格にあるように工期内で完了できることが謳われているため	住民情報システムの運用事業者が標準化対象外システムとの連携テストの時期を「令和7年8月～11月」としているため、多少前後する可能性も踏まえ業務委託仕様書では「連携テストは令和7年7月1日～令和7年12月31日の間での実施を想定」と記載しています。現時点ではこれより詳しい情報は入っておりません。
6	機能要件一覧の5に「過去に評価したデータを参照できること。」とありますが、データ提供は市の方から貰える想定ですが、システムに搭載するにあたり係る費用についてはすべて受注者負担となりますでしょうか。	業務委託仕様書中「5.4.移行業務」に記載のとおり、受託者が行う業務に含まれております。
7	本業務内でシステム標準化の対応が必要であると認識しておりますが、この認識で間違っていますでしょうか。	業務委託仕様書中「1.2.調達目的」に記載のとおり、標準化後の住民情報システムとのデータ連携に関連する作業も調達範囲に含んでおります。
8	住民情報システムや GIS の業者との打合せに係る費用などはすべて受注者の負担ということで宜しいでしょうか。	業務委託仕様書中「5.3.3.連携構築」に記載のとおり、連携構築にあたっては必要に応じて委託者（当市）が受託者及び連携先システムの運用事業者との三者によ

		る協議の場を調整するため、受託者の側で費用を負担することは想定しておりません。
9	提示する見積金額については、あくまでも参加資格の項目と認識しておりますが、業者選定の採点の対象となりますでしょうか。 また、採点の対象となるものについてご教示ください。	参加資格要件を満たしているかの確認は、提出された様式2「参加資格要件の確認」にて行います。 調達先は実施要領中「7 調達先の選定について」に記載のとおり、提出された資料及び費用の情報を踏まえて選定します。また、「2 業務内容」の下線部に記載のとおり、業務委託仕様書及び仕様書別紙のうち適合できない要件等がある場合は質疑にて確認を求めておりましたが、番号1の質問事項にて適合できない要件の申し出がありましたので、番号1の回答のとおり機能要件 No.14 又は No.14a のどちらを選択するかを調達先の選定時に考慮します。

※提出された質問書に複数の質問事項が記入されていた場合、適宜分割・編集のうえ番号を付しています。